

新潟県企業局工事等最低制限価格制度実施要領

制定 令和3年2月16日

改正 令和4年9月13日

改正 令和7年6月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、企業局が発注する建設工事、公共土木施設等維持管理業務及び建設コンサルタント等業務の入札において最低制限価格制度を用いる場合における必要な事項について定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 本要領は、競争入札を実施する建設工事、公共土木施設等維持管理業務及び建設コンサルタント等業務について適用する。ただし、次の各号に掲げる場合は除く。

- (1) 建設工事 設計額 400 万円以下の競争入札を実施する場合又は「新潟県企業局工事低入札価格調査取扱要領」の適用を受ける場合
- (2) 公共土木施設等維持管理業務 設計額 200 万円以下の競争入札を実施する場合
- (3) 建設コンサルタント等業務 設計額 200 万円以下の競争入札を実施する場合

(最低制限価格の算定)

第3条 建設工事の入札書等比較制限価格は次のとおり算定する。ただし、その額が入札書等比較予定価格に $92/100$ を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書等比較予定価格に $92/100$ を乗じて得た額 (1 万円未満切り上げ) とし、入札書等比較予定価格に $75/100$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書等比較予定価格に $75/100$ を乗じて得た額 (1 万円未満切り上げ) とする。

(直接工事費 + 共通仮設費 $\times 90/100$ + 現場管理費 $\times 90/100$ + 一般管理費等 $\times 68/100$) = 入札書等比較制限価格 (1 万円未満切り上げ)

2 公共土木施設等維持管理業務及び建設コンサルタント等業務の入札書等比較制限価格は次のとおり算定する。

入札書等比較予定価格 $\times 91/100$

= 入札書等比較制限価格 (1 万円未満切り上げ)

3 最低制限価格は、前2項の算定式に消費税等相当額を加算した額とする。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、最低制限価格を設定したことを明示するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札執行職員は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 入札者全員の入札額が入札書比較制限価格を下回っているときは、入札を取りやめるものとする。

附則（令和2年企総第297号）

この要領は、令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附則（令和4年企総第138号）

この要領は、令和4年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附則（令和7年企総第86号）

この要領は、令和7年7月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。